

射水市における行財政改革 の推進に向けた第 3 次提言

平成 22 年 1 月 19 日
射水市行財政改革推進会議

はじめに

射水市行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）では、簡素で効率的な行財政運営及び市民に開かれた行政運営をより一層進めるため、これまで2回にわたり提言を行ってきました。

さて、景気の低迷や雇用情勢の悪化など、本市を取り巻く財政環境は、依然として厳しい状況にあり、今後も継続した行財政改革の取組が重要になってきます。

このため、推進会議では、引き続き、市の行財政基盤を強化するための取組について審議を重ね、このたび、第3次提言として取りまとめました。

【提言項目】

- 1 公営企業の健全化について
 下水道事業
 水道事業
 病院事業
- 2 職員の定員適正化について
- 3 指定管理者制度の有効活用について

射水市におかれては、本提言の内容を十分尊重され、今後の市政運営に反映されることを期待します。

平成22年 1月19日

射水市行財政改革推進会議
会長 島田 重太郎

1 公営企業の健全化について

下水道事業

本市の下水道事業は、計画区域の整備がほぼ完了し、今後は、施設の維持管理や老朽化に伴う更新が事業の中心となる。今後、安定した下水道事業経営を行うためには、長期にわたる計画的な事業展開とそれを支える財政基盤の強化が求められる。

このことから、下水道事業に公営企業会計方式を導入し、年間の経営状況の把握や資産及び負債等の明確化、また、これらに基づいた財政計画の策定を行うなど、下水道事業経営の健全化に努められたい。

水道事業

本市の水道事業は、節水型社会への移行等による水需要の減少が見込まれることから、今後、経営の悪化が懸念される。一方、施設面においては、老朽化に伴う更新や大規模災害、事故等に備えた危機管理対策の強化が求められる。

このことから、「安全・安心な水の供給」、「安定給水と災害対策の充実」、「事業運営基盤の強化」を目標に、広域的な連携や民間委託等を積極的に導入するなど、経営の効率化を徹底し、安定的な水道事業の経営に努められたい。

病院事業

全国的に、公立病院の経営状況は大変厳しく、本市においても例外ではない。

このため、市民病院が、地域における基幹的な医療機関として、真に必要な医療を継続的に提供できるよう、次の取組を推進し、健全な経営体制を構築するよう努められたい。

循環器診療体制の強化

循環器診療体制を強化し、独自性を持つことによって、市民病院の魅力を高め、収益の増加を図ること。

医師・看護師の確保

質の高い医療サービスの提供を図るために、勤務環境の整備などにより、常勤医及び看護師の確保に努めること。

救急体制の整備

市民の安心と市民病院への信頼向上のため、救急対応医師の確保と救急室の整備により救急体制の強化を図ること。

在宅医療への参入

市医師会や訪問看護ステーションと協力し、在宅医療システムの整備に取り組むこと。また、通院が難しい患者に対する訪問診療の体制を強化すること。

経費の削減

ア ジェネリック薬品の導入促進等により、医業費用の削減を図ること。

イ 給食部門等、民間活力の活用がより効果的・効率的な業務について、積極的にその導入を進めること。

2 職員の定員適正化について

本市では、合併以来、定員適正化計画に基づき職員数を削減し、平成21年4月1日時点での削減率は、国の方針の4.6パーセントを上回る10.9パーセントとなっており、一定の効果が上がっている。

しかしながら、地方公共団体を取り巻く状況が、今後、ますます厳しさを増すことが予想される中であって、最少の経費で最大の効果を上げるには、常にその組織及び運営の合理化に努めなければならない。また、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応することが一層求められている。

このことから、新たな定員適正化計画の策定に当たっては、以下の事項に留意し削減目標を掲げ、職員数の適正管理に努められたい。

既存の事務事業の見直しをはじめ、簡素化や効率化を推進し、類似する事務事業の整理統合やスクラップアンドビルドの徹底を図ること。

多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応し、行政運営を機動的に展開するため、簡素で効率的な組織づくりに努めること。

公共施設の管理運営等に当たっては、引き続き、効率的、効果的な対応に留意し、指定管理者制度の導入や業務委託など民間活力を生かすこと。

市民による自主的・主体的なまちづくりを促進するため、「市協働のまちづくり基本指針」に基づき、市民協働を積極的に進めながら、市民満足度の高いサービスの提供に努めること。あわせて、行政のスリム化を進めること。

「市人材育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの能力開発を進め、組織としての総合力を高めること。

また、能力、業績を重視した人事・給与制度の運用により、一層公務能率の向上を図ること。

再任用や任期付職員等の活用を検討するなど、適正な人員配置に努めること。

3 指定管理者制度の有効活用について

平成18年9月から導入している指定管理者制度については、導入したすべての施設において管理経費が削減されるなど、これまで一定の成果を上げている。

しかしながら、今後、ますます多様化する住民ニーズに的確に対応していくためには、これまで以上に、民間の創意工夫を生かした質の高い管理運営が求められる。

このため、これまでの実績を踏まえ、以下の事項について見直しを行うなど、指定管理者制度の更なる有効活用に努められたい。

施設の特性に応じた指定管理期間の設定

利用料金収入が当初の見込額を超えた場合の取扱い

市と指定管理者の責任分担の明確化